

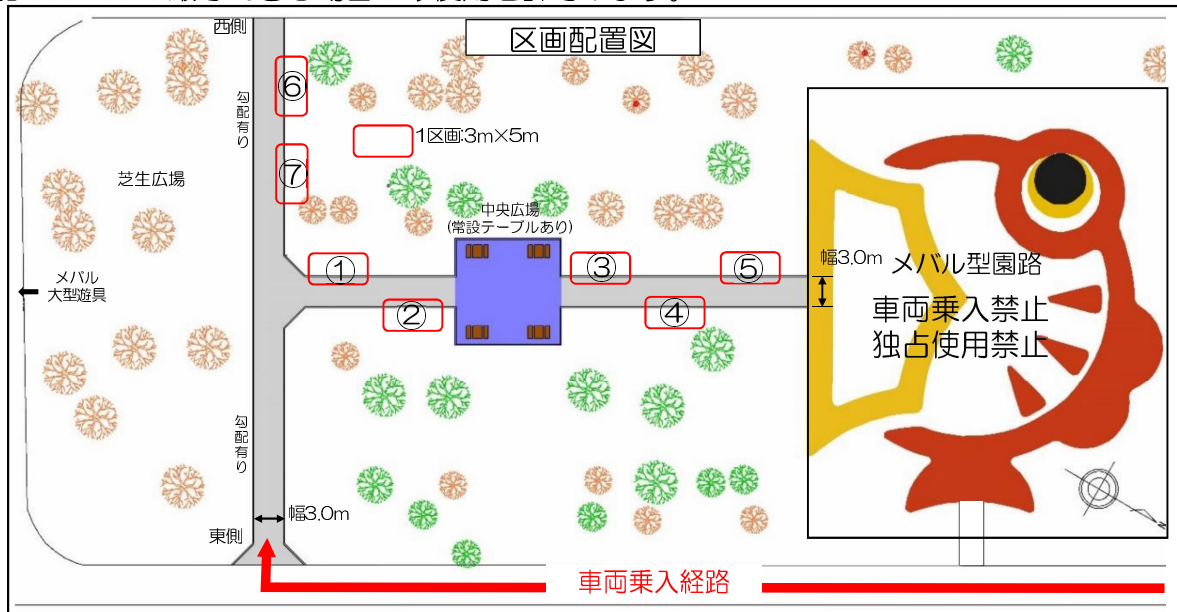
公 園 內 行 為 許 可 申 請 書

	合　　議		取 扱 者	係　　長	課長補佐	課　　　長	許 可 伺
令和　　年　　月　　日 (あて先) 防　府　市　長		申 請 者	住　所				
			団体名				
			氏　名				
			連絡先 — —				
公　園　の　名　称		■新築地緑地（メバルの森）区画番号：_____ ←①～⑦を記入					
		☐ 向島運動公園　市民の森・その他（ ）					
		☐ 佐波川河川敷（古祖原） 1 2 3 4 5 6					
		☐ 佐波川河川敷（本橋） ☐ 桑山公園（ ）広場）					
行　為　の　目　的		キッチンカー出店のため					
使　用　者　数		約 人					
使　用　面　積		全体・半分・ ㎡・その他（ ）					
行　為　の　期　間		令和　　年　　月　　日 時 分 から					
		令和　　年　　月　　日 時 分 まで					
※ 処 理	使　用　料	円 免　除					
	令和　　年　　月　　日　許可書発行			許　可　番　号		第 号	
	許可条件（又は許可しない理由） ●全公園共通事項 1　施設・樹木等に損傷を与えないでください。 2　火気は、許可された場合以外は使用しないでください。 3　利用後は、清掃及び広場の整地をしてください。 4　ゴミ等は、各自お持ち帰りください。 5　駐車場以外に車の乗入れをしないでください。 ●佐波川河川敷緑地の利用にあたっては、次のことを守ってください。 1　大雨、台風等で河川の増水が見込まれるときは、利用を中止し、速やかに避難してください。 2　緊急の場合は、河川管理者（国土交通省）及び公園管理者（防府市）の指示に従ってください。						

※印の欄は記入しないでください。

メバルの森 使用許可について(試行)

メバルの森でキッチンカーの出店を行うため公園の一部を使用する場合、許可申請が必要です。
下記のルールが厳守できる場合のみ使用を許可します。



※申請書に①～⑦の区画番号を記入してください



区画、利用時間について

- 1.使用可能範囲図の①～⑦の1区画(3m×5m=15㎡)を標準とする。
- 2.中央広場は、通過のみ可とし、駐車は不可とする。
- 3.1使用者につき、1日1区画まで使用可とする。
- 4.使用可能時間は6:00～21:00とし、時間外は退出すること。

許可申請について

- 1.許可申請は、使用日の30日前から受け付ける。
- 2.使用期間は、1回の申請につき使用開始日から7日以内とする。

使用料について

- 1.使用料は、1区画15㎡ 1日当たり100円(令和7年度)
1区画を超えた場合は、使用料が変わる場合がある。
- 2.使用料は、別途指定の方法により支払うこと。

車両の乗入れ等について

- 1.公園利用者の通行を最優先すること。
- 2.出店者同士が譲り合い安全に出入りすること。
(出入り時間の調整等は市では行わない)
- 3.車両を乗入れる場合、新築地緑地駐車場の車止めを引き抜き、「車両乗入経路図」の経路で乗入れ、乗入後は車止めを元に戻すこと。
- 4.事前に使用される車両が通行できるか現地確認を行い、出店者の責任で安全に車両の乗入れを行うこと。
- 5.事故や出店者間のトラブル等は出店者の責任で対処すること。

その他注意事項

- 1.ゴミ箱をキッチンカーの直近の見やすい場所に設置し、ゴミは全て持ち帰り、園内をきれいに保つこと。
- 2.各種気象警報が発令されている場合は、出店を中止すること。
- 3.周囲の迷惑となる使用や虚偽の申請があった場合は、市の判断で許可を取り消す場合がある。



【問い合わせ先】

防府市 都市計画課 総務係
TEL:0835-25-2435
FAX:0835-25-2218

許可申請書は防府市都市計画課のHPからダウンロードできます。

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/30/kouen-sinseisy.html>

